

道路内の建築制限に係るバス停留所等の上家に関する
ただし書許可の包括同意基準

建築基準法第44条第1項第2号許可に関する包括同意基準

(主旨)

第1 この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第44条第1項ただし書（道路内の建築制限の特例許可）を受ける同条同項第2号の公益上必要な建築物（公益性が高く、かつ、不特定多数の一般利用に供するもので、当該建築場所に立地することが必要とされるもの。）として認める道路内におけるバス停留所等の上家を設置する場合、通行上支障のないものに対し、あらかじめ建築審査会の同意を得たものとして許可の手続きの迅速化、簡素化を図るものである。

(適用建築物)

- 第2 本基準を適用する建築物としては、次の各号に該当するものであること。
- (1) 路線バス事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営むものをいう。）が道路及び駅前広場の歩道（自転車歩行者道及び自転車歩行者専用道路を含む。以下「道路等」という。）部分に設置するバス停留所の上家
 - (2) 越谷市が道路等部分に設置する次に掲げるもの。
 - ア) バス停留所上家
 - イ) タクシー停留所上家
 - ウ) 身体障害者用スペース上家
 - エ) 一般者用スペース上家

(設置場所)

- 第3 道路と当該建築物の関係については、次の各号に該当するものであること。
- (1) 道路管理者から、道路法（昭和27年法律第80号）第32条の規定に基づく「道路占用許可」がなされたものであること。
 - (2) 歩道にあつては幅員が2メートル以上で、歩行者等の通行の障害とならない場所であること。

- (3) 駅前広場にあつては、歩行者及び交通機関等の通行の障害とならない場所であること。
- (4) 乗降部分には誘導用ブロックを敷設すること。
- (5) 当該上家以外の他の建築物の敷地からの道路への出入りを妨げない位置であること。

(上家の規模等)

第4 バス停留所等上家の規模・構造等については、次の各号に該当するものであること。

- (1) 当該上家の幅は、2メートル以下であること。ただし、幅員が3メートル以上の歩道又は駅前広場に設置されるものについては、歩道幅員より1メートルを減じた数値、かつ、3メートル以下とすることができる。
- (2) 当該上家の長さは、6メートル以下であること。ただし、駅前広場に設置されるものについては、10メートル以下とすることができる。
- (3) 当該上家の屋根・はり等の下端までの高さは、地盤面から2.5メートル以上であること。
- (4) 当該上家の屋根は、法第22条本文に規定される構造であること。
- (5) 構造耐力上主要な部分は、鉄骨造であること。ただし、国土交通大臣が鉄骨造と同等以上の効力があると認めた構造とする場合については、この限りでない。
- (6) 原則として、上家に付随する灰皿・ゴミ箱の設置がないこと。
- (7) 構造耐力上主要な部分は、他の建築物に接続しないものであること。

(報告)

第5 この基準に基づいて許可したものについては、その許可の内容について、速やかに建築審査会に報告するものとする。

附 則

この基準は、平成18年4月18日から適用する。

(越谷市建築審査会 平成18年4月14日議決)

この基準は、平成25年2月6日から適用する。

(越谷市建築審査会 平成25年2月6日議決)